2020/01/16

フェミニズムの公共哲学

フェミニズムこそ、公共的な争点に関する哲学的概念分析の威力を最も明らかに示すものだといえる。すなわち、新しい概念や構想を提起し、既存の概念の解釈に異議を唱え、数々の論争を巻き起こし、結果として激しい毀誉褒貶を受けているのがフェミニズムである。フェミニズムは、哲学や政治学やに限らず、心理学、社会学、法学、教育学、歴史学、人類学、文学などの多くの分野で展開された多種多様な研究や、研究にもとづく実践的提言や主張の動向を総称したものであって、何か一つの学説や、一つの政治的主張に還元できるわけではまったくない。

とはいえ、フェミニズムが「女性の権利」を主要な問題として取り上げる限り、フェミニズムが公共哲学、あるいは規範的政治理論としての性格を持つことは間違いない。指摘しておかなければいけないのは、伝統的には女性の権利が真剣に論じられることはなかったという点である。権利やその他の規範的概念に対して、新たな角度からの解釈や分析を可能にしてくれたのがフェミニズムなのである。

こうした解釈や分析においてとくに重要なのが、第二次以降のフェミニズムによって提唱された「ジェンダー」、「家父長制」、そして「ケア」の概念である。今回はこれら三つの概念に絞ってフェミニズムの主張を紹介する。

教科書・参考書の対応箇所:川崎/杉田『新版 現代政治理論』8章。

1.フェミニズムと公共哲学の争点

これまでに論じてきた事柄とフェミニズムの関係を簡単にまとめておこう。

(1)フェミニズムと功利主義、リベラリズム、リバタリアニズム

第一波フェミニズム(19世紀から 20世紀前半)における「女性の権利」の主張と、政治的・法的権利の平等化の実現。例:女性の参政権、財産権、教育を受ける権利、職業に就く権利など。

これらの主張は、功利主義的な根拠(女性の権利を認めることは女性および社会全体の福利を増進する)から行われることも、リベラルな権利論(女性も市民として平等な自由への権利を持つ)を根拠に行われることも、両方あった。なかでも有名なのは、ジョン・スチュワート・ミルによる功利主義的リベラリズムの立場からの女性の権利の擁護である。

こんにちでも、一般に功利主義者やリベラルは、男女の関係を平等化すべきとの主張に好意的なことが多い。これに対して<mark>リバタリアンは、狭い意味での権利に関してしか平等を重視せず、政府の役割を最小化するので、平等化をどこまで支持するかは微妙である。後に見るケアの倫理とリバタリアニズムの接点を見出すことは容易でない。</mark>

Discrimination in the private realm is not to be constrained or controlled by a public managerial entity (government).

(2)フェミニズムと公私の区分

第二波フェミニズム(1960年代以降)の標語:「個人的なことは政治的である」。家庭内のこと・私的なことは公共的な関心事ではないという伝統に対する異議申し立て。公私の境界線が引き直された一例として、ドメスティック・バイオレンスの政治的争点化。形式的な権利が保証された後にも残った不平等や格差を問題化する。

(3)フェミニズムと平等

事実として、男女の間には重大な不平等ないし格差が残っている。現代日本の例:賃金格差(女性の平均賃金は男性の70%程度)、貧困格差(女性の貧困率のほうが高い。とくに母子家庭、単身高齢女性、離別女性の貧困率が高い)、国会議員の数の不平等(女性の衆議院議員は約10%程度)、医学部入試における男女差別など。国際的に見ても、日本の男女格差は高い度合いにある。

運の平等主義、関係論的平等主義のいずれの観点からしても、女性というだけで男性の市民よりも不利な境遇に置かれがちであることは問題がある。ケイパビリティ・アプローチの観点からすると、女性が主観的に満足しているかとは別に、女性のケイパビリティ(たとえば、教育の機会)が制限されていることには問題があることになる。

(4)フェミニズムと社会保障

男性の正規雇用者を標準とした社会保障体制(従来型の福祉国家)では、雇用がないか、あっても非正規の女性、未婚や離別した女性の生活保障は周辺化されてきた。とくに「日本型福祉社会」においては、既婚の専業主婦は夫に依存するかたちで社会保障を受け取る反面、家庭内での家事労働、ケア労働をほぼ全面的に引き受けることが要求された。「配偶者特別控除」や「第三号被保険者」のような制度によって、政府が意図的に男女格差を保全ないし強化したのである。フェミニズムの観点からすれば、こうした取り組みには根本的な問題があったことになる。

これらの「不平等」や「格差」は、なぜ、どのように生じたのか。それらを解消するにはどうすればよいのか。フェミニズムによれば、これらの問いに答える助けとなるのが、ジェンダー、家父長制、ケアといった概念である。

2.ジェンダーの概念

ジェンダーとは何か

非常に大雑把に言えば、生物学的な性別(セックス)とも、性的志向性の違い(セクシュアリティ)とも区別される、「社会的・文化的な性差ないし性別」のことである。いわゆる「男らしさ」「女らしさ」と呼んでもよい。例:外科医には男性が多く、看護師には女性が多いことは、ジェンダーの違いである。これらの職業は「ジェンダー化」されている。

構築主義と本質主義:ジェンダーの違いが、社会的・文化的に構築された、それゆえ多様で 可変的なものであると考えるか、それとも普遍的・不変的な本質を持つと考えるかは、争い がある。以下では基本的に構築主義的なフェミニズムの立場を紹介するが、本質主義的なフ

(エミニスト (母性フェミニスト) がいないわけではない。

ジェンダーとセックス

ジェンダーというかたちを取った男女の格差や不平等は、生物学的なセックスという「自然の違い」によってすべて説明され、正当化されることが可能だと考える人もいる(生物学的本質主義)。これに対して第二波以降の構築主義的フェミニズムは次のように応答する。

- (1)生物学的なセックスの違いは、意外と連続的。遺伝子、内分泌、外性器といった純粋に生物学的な違いは、明確に男女を区別する決め手にならない。むしろその決定は、社会的・文化的な規範による部分が大きい。
- (2)男女の生物学的な違いがあるとしても、個人間では他にも様々な、そして大きな生物学的な違い(体の大小、体力、知力の強弱から、血液型、目の色、髪の色の違いに至るまで)が存在する。これら他の違いと比べてなぜ男女の違いだけがとくに重要なのかは、簡単には説明できない。
- (3)なぜ生物学的な違いが、社会的・文化的な面での女性の従属と男性の支配につながるのか、説明できないし、正当化もできない。たとえば、女性には妊娠・出産が可能であることが、女性の政治的・経済的地位が従属的であることの正当化になるだろうか。むしろ、男性にはそれが不可能だとしたら、能力のない男性こそ能力のある女性に従属することのほうが「自然」なのではないか。

3.家父長制の概念

家父長制とは何か It's not political but cultural.

家父長制とは、明確な法的、政治的差別のかたちをとるわけではないが、社会的な「男性に よる女性の支配・抑圧の構造」がある(かもしれない)と示唆する概念である。具体的には、 夫と妻、父と子供(とくに娘)、男性きょうだいと女性きょうだいのような家族のメンバー 間でのさまざまな不平等が、法的、政治的平等が達成された後にも残ることが、この概念を 用いることで指摘された。

家父長制はいわゆる「大家族主義」や「家制度」のことではない。近代的な核家族であっても、そのメンバーである男女間に独特の権力関係が働いているかぎり、家父長制は持続する。家父長制は家族内だけでなく、社会全体での不平等の背後にあると考えられる。例:ジェンダー化された職業において、男性的な仕事(外科医)が女性的な仕事(看護師)よりも給与や威信が著しく高い、それどころか、同じ仕事をしていても男性の方が給与や威信が高く、かつ無償の家事労働は女性の方が引き受ける。

家父長制概念の意義

(1)ラディカル・フェミニズムと「個人的なことは政治的である」というスローガン: 私的、個人的領域、たとえば家庭や恋愛関係における「ミクロな権力」が、重大な政治的帰結を伴

うという問題に光を投じることができる。すでに指摘したドメスティック・バイオレンスの 他にも、なぜ結婚すると女は男の姓を名乗ることが(圧倒的に)多いのか、そのことによっ てどのような権力関係が生じるのかも議論の対象となる。

(2)マルクス主義フェミニズムと「再生産」および「家事」労働の発見:一見したところ資本主義経済の「外部」にありながら実は資本主義経済を支えるものとして、仕事とみなされない(賃金の支払いを受けない)仕事があったこと、しかもそれがもっぱら女性によって担われてきたことを明らかにした。

日本の場合、2011年時点での男女の無償労働を貨幣価値に換算すると、男性は一年間に30-50万円程度、女性は140-190万円程度、専業主婦は300万円程度と算定されている。算定方法にもよるが、女性は男性の4倍から5倍の無償労働をこなしていることがわかる。これだけの労働が不払いであったことがなぜ見過ごされてきたのか、それによって誰が利益を得たのかといった問題が、家父長制の概念を通じて提起されることになる。

(3)家父長制の「非自然性」:このような近代社会における分業が、人為的なものでない、近代以前からずっと不変である、政治による規定から独立している、といった意味で「自然」ではないことは、明らかである。たとえば男女の分業の仕方は、社会的、経済的な発展の度合いに依存している。男が賃金労働、女性は無償の家事労働という区分はむしろ資本主義社会になってから確立されたのである。さらに言えば、何が「結婚」でありどのような関係が「夫婦」や「家族」であるかは、法の定めに依存している。一夫一婦制、異性愛、核家族といったこんにち支配的な「家族のかたち」も、近代国民国家における民法の定めによって確立されたのである。その経過はいかなるものであったのか、その効果は何であるのかといった問いを立てることができる。

4.フェミニズムのリベラリズム批判

以下では、現代の公共哲学に対するフェミニズムの挑戦を、リベラリズムとの関係において まとめておこう。一言で言えば、次の点が問題である。フェミニズムはリベラリズムを継承・ 発展させるものなのか、それともリベラリズムを根本的に批判し乗り越えようとするもの なのか。

リベラル・フェミニズムと現代のフェミニズム

「第一波」フェミニズムが「平等な尊重」および「普遍的な人権」の概念を、女性を含むように拡大することを目指した限り、それはリベラリズムを継承・発展させたといえる。そのため第一波のフェミニズムを指して、リベラル・フェミニズムと呼ぶ場合もある。これに対して、「第二派」以降のフェミニズムには、リベラリズムの(というより、政治理論全体の)中心概念に対する根本的な批判や再解釈が含まれる。したがってフェミニズムをもっぱら「リベラリズムの継承・発展」と呼ぶのは、フェミニズムを見くびることになるだろう。

現代フェミニズムの主張

第二派以降のフェミニズムの立場からの、リベラリズムへの批判をまとめると、次のような 指摘を挙げることができる。

(1)普遍性と中立性の欺瞞: リベラリズムは、普遍的で中立的な正義の追究を標榜しているが、実際にはリベラリズムの正義は普遍的ではないし(家父長制の下での私的領域は正義の適用から除外される)、中立的でもない(リベラルな正義原理はしばしば男性優位の現状を正当化し固定化するので、ジェンダー中立的ではない)。

(2)リベラルな人格の構想の問題性:リベラリズムは「自由で平等な人格」という「理念」にコミットするといいながら、その人格とは実際には、男性であるのはもちろんのこと、白人、キリスト教徒、異性愛、健康(健常)、理性的、中産階級、といった「特定の身体的能力と特徴、社会的位置づけ」によって規定されるものであったことが明らかにされる。言い換えると、リベラリズムには暗黙のうちに前提としてきた人格の構想があり、そうした構想に沿わない人々は排除されてきたのである。

(3)ケアの観点の不在:リベラリズムの正義原理の問題点は何か。それに欠けているものは何なのか。もっともしばしば指摘されるのは、リベラリズムはもっぱら「正義の倫理」であり、「ケアの倫理」のような別の倫理の可能性を無視しているという点である。ケアの倫理についてはすぐ後に触れる。

(4)正義の特権化と政治の周辺化:リベラリズムの正義そのものを肯定的に評価したとしても、なおも次のような批判が可能である。リベラリズムはつねに「法」と「正義」についてのみ語り、「不正義」を訴える「政治」を周辺化している。たとえばロールズの正義論は「理想理論」であり、そこでは、現実の不正義に政治的にどう対処するかという議論は十分展開されているとは言えない。

リベラリズムが政治を完全に無視するわけではないとしても、リベラルな政治は、個人にとっての自由と平等を実現するために似たような条件をもつ個人の「集団」が果たす役割を軽視している。すなわち、リベラリズムは「女性としてのアイデンティティ」や、「女性による運動としてのフェミニズム」にそれ自体としての価値を認めない。

しかし実際には、正義がもたらされるのはこうした政治運動を通じてである。リベラルな人権は、もともとは女性を「排除」していた。女性にも人権が「拡大」されたのは、不正義を訴える女性たちの「政治」があったからである。正義はつねに政治の後から「遅れてくる」のである。

こうした不正義の克服の過程をたんに「リベラリズムの継承と発展」と呼ぶとしたら、リベラリズムは初めからずっと正しかったかのように、リベラリズムそのものには何も問題はなかったかのようにイメージされるだろう。ようするに、リベラリズムは、たとえその主張の中身(平等な尊重)が間違っていないとしても、その態度において傲慢で、尊大で、欺瞞的な、「男らしい」側面をもつのである。

リベラリズムは擁護できるか

ウィル・キムリッカは、フェミニズムからの批判に対してリベラリズムを擁護している。すなわちキムリッカは、ジェンダーや家父長制の概念が提起するさまざまな問題をリベラリズムが見過ごしてきたのは事実だと認めたうえで、次のように弁解する。

- (1) その理由はリベラルな理論家たちが「男としての利害」を守ろうとしていたこと、そして「リベラリズム以前の」偏見が残存していたことであった。
- (2)リベラリズムの「平等な尊重」概念自体にはフェミニズムの主張と対立するものはない。 リベラリズムはフェミニズムと両立しうる。

このような弁解に説得力があるだろうか。たしかに、「リベラリズム以前の偏見」は存在する。たとえば公的領域と私的領域の「自然」な区分は古代から受け継がれたもので、リベラリズムが導入したものではない。リベラリズムがそれを十分に乗り越えられなかったということはできるが、リベラリズムだけを責めるのは酷かもしれない。

しかしながら、とくに家父長制の概念に関して、それが「リベラリズム以前の偏見」であるというキムリッカの見解には大いに疑問が残ると考えられる。第一に、上に述べたとおり、家父長制的な男女の分業が定着したのは近代になってからであり、「リベラリズム以前」のこととは言えない。第二に、ロールズのような現代の理論家でさえも、「家長」が家族の利益を代表するという考え方を近年まで保持していたことは、リベラリズムの考える「個人」ないし「市民」と、財産や職を持つ一方で依存とケアの関係を持たないように見える自立した「男性」とが、容易には切り離せないことを示唆していると思われるのである。

5.ケアの倫理と正義

ケアとは何か

ケアという概念が注目されるようになったきっかけは、キャロル・ギリガンが「正義の倫理」と「ケアの倫理」とを対比させたことである。そこではケアは、個別・具体的な状況において、他者との関係を形成・維持するための、配慮や気遣いとされた。より近年では、エヴァ・フェダー・キテイが、依存とケアの重要性を強調する。ケアとは、他者に依存せざるを得ない人々のニーズにこたえて、彼らの面倒を見ることである。

ケアの倫理の立場からのリベラリズム批判

リベラルな「正義」の原理は、典型的には自由で平等で自律的な「主体」(ロールズの場合でいえば道徳的人格ないし市民)の合意の対象として提示される、普遍的な原理である(自立と自律の区別については後で述べる)。こうした主体の理解、および主体間の合意によって原理が導かれるという考え方はしかし、「人間の条件」の重要な部分を見落としている、あるいは排除している。

すなわち、実際の人間は自律的な主体ではありえず、個別的で多様な「ニーズ」を抱え、そのため文脈に応じた「ケア」を必要としており、したがってつねに誰か具体的な他者との間

で非対称な「(相互) 依存」の関係を持たざるを得ない、という基本的な条件である。この 条件を見落としているために、リベラルな正義はニーズ、ケア、依存にかかわるさまざまな 問題を政治的で公共的な課題として受け止めることができない。その代わりにリベラルな 正義は、それらの問題を私的な領域に押し込め、しかもそのことを忘却する傾向を持つので ある。

キテイのロールズ批判

リベラリズムのこうした問題点を、ロールズのテキストに即して具体的に指摘したのがキテイである。『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、3 章と 4 章を見られたい。

- (1)ロールズの想定する「正義の情況」には、天然資源の稀少性のような条件は含まれているが、人間ならば誰もが持つはずの「依存のニーズ」は含まれていない。その結果、依存者と依存のケアの担い手の存在も、考慮されていない。
- (2)市民を「生涯を通じて社会的協働の十全な構成員である」とみなすことにも問題がある。この文言を強く解釈するなら、依存者は市民ではないことになり、依存者を含む関係は相互性(互恵性)の関係ではなくなってしまう。弱く解釈すれば、依存の事実は認められるであろうが、それでも依存労働(他者の依存をケアする労働)が社会的協働の中で持つ位置は曖昧である。依存労働なしでは社会が存立しえない以上、依存労働を引き受けることを単なるライフスタイル上の選択肢(善の構想)の一つとして扱うことはできないはずであるが、この点は明確にされていない。むしろ依存労働者は、ケアする対象と緊密すぎる関係を結ぶがゆえに、自律していない不自由な存在とみなされ、社会的協働において周辺化されるおそれがある。
- (3)道徳的人格の二つの道徳的パワーはケアの能力を含まない。したがってこれらのパワーを実現するための資源としての社会的基本財のリストもケアを含まない。ようするに、ケアと依存の問題は正義の問題として取り扱われない。
- (4)これらの結果、格差原理は、依存者と依存労働者のニーズを十分に満たすことを保証できない。依存労働者の社会的重要性を考えれば、「有償依存労働者が最も恵まれない状態に置かれる」という事態そのものが不正であるし、無償依存労働者の状態は放置されるおそれがある。

ケアの正義論

キテイ自身は、ケアと依存を事実として認めたうえで、これらを正義の問題として取り扱えるように、相互性の観念を拡大するという方向を取る。キテイはこの拡大された相互性の観念を「ドゥーリアの原理」と呼ぶ。その要点は、誰もがケアを必要とする以上、誰もがケアを受け取れるための条件(そこには、依存労働者の境遇を改善することも含まれる)を提供することに、市民全員が公的な責任を負う、というものである。

この観念のさらに基盤には、二つの考えがあるように思われる。

- (1)「私たちはみな、誰かお母さんの子どもである」という、<mark>人間の相互依存の不可避性と、</mark>この点での根本的な平等性についての直観的判断。母子関係は、人間の脆弱性と平等性を中心とした社会関係を表わすアナロジーである。
- (2) 脆弱な存在に対しては、そのニーズをケアする能力を持つものがケアする義務をも負うという直観的判断。この判断からは、ケアの能力のある者(依存労働者)は依存者に対して義務を負うが、同時に依存労働者に対しては社会全体が彼らをケアする義務を負うという結論が導かれる。

正義原理について言うと、キテイはロールズの二原理に第三原理を付け加える。その内容は、「各人に対してはケアのニーズに応じて、各人からはケアできる能力に応じて」という分配がなされるべきであり、さらに依存労働者に対しては社会的援助が提供されるべきである、というものである(キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、254頁)。

ケアの正義論への疑問

キテイのロールズ批判は非常に強力であり、ケアの正義の構想も魅力的である。ここでは二 つだけキテイに対して疑問を提示しておきたい。

- (1)依存者のニーズを満たされるべきものとそうでないものに分ける基準は何か:私たちが常に他者に依存していることは事実である。しかし、依存の程度や種類は異なっている。ありとあらゆるニーズを同じ程度満足させることは不可能であるし、おそらくそうすべきでもない。キテイ自身があげている例であるが、よく知らない人から一方的に愛されて、「私はあなたの愛を必要としている。私はあなたに依存せざるを得ない。私をケアしてほしい」と言われても困るであろう。それはストーカーである。そうだとすれば、満たすべきニーズと満たすべきでないニーズはどのように判定されるべきか。
- (2)自律ないし自立の理想と、ケアの関係をどう考えるべきか:キテイは、私たちが依存していることは事実であり、「自立した個人(the independent individual)」などというものは、「依存者の問題を他者に押しつけることのできる特権を持った男性の架空の創造物である」(キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、56頁。ただし訳文を改めた)と言い切っている。

ここでは、自律(autonomy)と自立(independence)を区別することが重要である。他者への依存をいっさい免れているという意味での「自立」が不可能であるという点では、キテイは正しい。けれども、どれほど依存している人でも、あるいはそういう人ほど、依存している相手の意志からの「自律」を望むものではないか。ケアを第一に考えたうえで、自律にも価値を認める必要があると思われる。

実際のところ、自律と自立の区別について、キテイには曖昧さが残る。一方で、自律と自立を区別して、自律には重要性を認めているように読める箇所もある(たとえば、キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、106頁)。しかし次のように言われるときは、自律にも限界があることが示唆されている。

自己統治(self-governing)という意味での自律は、格別重要なものである。けれども、こうしたカント主義的な考慮は、自己統治に対する一つの義務的な制約として依存を承認することができるような、人格についてのもっと適切な表象のなかに取り入れられる必要がある。自己統治する成人という条件――リベラルなカント主義的のモデル――も、成年に達していない存在という条件――世俗的にせよ宗教的にせよ、権威主義的のモデル――一も、社会秩序のデザインを選択するときの、人格についての「通常の」条件として用いられてはならない。そうではなく、人間の機能の全範囲が「通常の」条件なのである」(『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、212頁。ただし訳文を改めた)。

ここでは、自律的な個人という理想そのものが依存によって制約されている。依存をケアすることが、自律よりも優先されるべきだと、キテイは考えているように思われる。そうだとすると、関係論的平等主義の立場に立つリベラリズムとケアの倫理の間には緊張関係が存する可能性もある。

なお、これらの問題は、ケアの倫理と功利主義の間に類似性があることも示唆している。功利主義が選好の中身を問わずにとにかく選好を満足させればよい、という意味を持つ可能性があるのと同様に、ケアの倫理も、ニーズの中身を問わずにニーズをケアすればよい、と解釈できなくはない。功利主義は自律ないし自立に取り立てて価値を認めないが、ケアの倫理もそれと同様であると言えなくはない。

ケイパビリティ・アプローチによる解決?

これらの問題に対して解答する一つの方法は、ケイパビリティ・アプローチの採用であるかもしれない。

- (1)満たされるべきニーズを、人間にとって本質的な「基本的ケイパビリティ」に関するニーズにだけ限定する。これによって、ストーカーの場合のような特殊で不当なニーズは満たされなくてもよいことになるだろう。
- (2)他者の意志からの自律をケイパビリティのなかに含める。依存者や依存労働者が自律するために満たされなければならないニーズがあると認める。これはとくに、無償の依存労働者が、稼ぎ手の意志からも、また依存者の意志からも自律できるための制度的取り決めを要求するだろう。

「猫文

ジュディス・バトラー(佐藤/清水訳)『アセンブリ――行為遂行性・複数性・政治――』 (青土社、2018年)。

ドゥルシラ・コーネル (石岡良治ほか訳)『自由のハートで』(情況出版、2001年)。

ドゥルシラ・コーネル(仲正昌樹監訳)『イマジナリーな領域』(お茶の水書房、2006年)。

ドゥルシラ・コーネル(仲正昌樹ほか訳)『"理想"を擁護する』(作品社、2008年)。

Heidi I. Hartmann, "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Toward a More Progressive Union", *Capital & Class*, vol. 3. (1979), pp. 1-33.

加藤秀一『知らないと恥ずかしいジェンダー入門』(朝日新聞出版、2006年)。

エヴァ・フェダー・キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』

キャサリン・マッキノン「新しい平等理論に向けて」、キャサリン・マッキノン(森田/中里見/武田訳)『女の生、男の法(上)』(岩波書店、2011年)。

前田健太郎『女性のいない民主主義』(岩波新書、2019年)。

ジョン・スチュワート・ミル (大内兵衛/大内節子訳)『女性の解放』(岩波文庫、1957年)。

ジョン・スチュワート・ミル(水田洋訳)『代議制統治論』(岩波文庫、1997年)。

マーサ・ヌスバウム(池本/田口/坪井訳)『女性と人間開発』(岩波書店、2005年)。

マーサ・ヌスバウム『正義のフロンティア』(法政大学出版局、2012年)。

大塩まゆみ「女性の貧困——日本の現状と課題」、『人間福祉学研究』10 巻 1 号 (2017 年)、 37-51 頁。

岡野八代『法の政治学』(青土社、2002年)。

岡野八代「ジェンダー」、飯島昇藏・佐藤正志・太田義器編『現代政治理論』(おうふう、2009年)。

岡野八代「消極的自由・積極的自由論の手前で」、岡野八代編『自由への問い7 家族』(岩波書店、2010年)。

岡野八代『フェミニズムの政治学』(みすず書房、2012年)。

岡野八代『戦争に抗する ケアの倫理と平和の構想』(岩波書店、2015年)。

スーザン・オーキン(山根/内藤/久保田訳)『正義・ジェンダー・家族』(岩波書店、2013年)。

サラ・サリー(竹村和子ほか訳)『ジュディス・バトラー』(青土社、2005年)。

千田有紀/中西祐子/青山薫『ジェンダー論をつかむ』(有斐閣、2013年)。

竹村和子『フェミニズム』(岩波書店、2000年)。

上野千鶴子『差異の政治学』(岩波書店、2002年)。

上野千鶴子『ケアの社会学』(太田出版、2011年)。

上野千鶴子『生き延びるための思想 新版』(岩波書店、2012年)。

アイリス・マリオン・ヤング『正義への責任』(岩波書店、2014年)。

内閣府ウェブサイト内「家事活動等の評価について」 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/kajikatsudoutou.html

[資料]

■ミル:功利主義とフェミニズム

[女性の自然本性(nature)は何かと言う問題に関して、]近代社会を通ずるすべての原則に

よれば、問題はひとえに女性自身にかかっている――その問題は彼女自身の経験と彼女自 身の能力の使用によって決定されるべきなのである。ある人または多数の人々に何ができ るか、それはその人にやらせてみるしかこれを知る方法はない。——そして何をなすことが その人の幸福であるか、またその幸福のためにはなにをしないでおくのがいいか、他人がそ れを発見する方法は、やはりその人にやらせてみる以外にはない。/私たちとしては、一つ のことに関しては確信をもってもよいだろう――女性の自然本性に自由な活動を許せば、 それだけで、女性がその自然本性に反することをさせられることはけっしてなくなるだろ うということである。自然がその目的遂行に当たって失敗しないようにという懸念から、人 間が自然にいろいろと干渉するのはまったく余計なことである。女性にはその自然本性の おかげで不可能なことを、わざわざ女性に禁じる必要はまったくない。また女性ができるこ とでも、その競争者たる男性ほどうまくできないことについては、競争さえあれば女性を締 め出すことができる。女性に有利になるように保護税や補助金を設けることを誰も要求し ない。だから、男性のために設けられている現在の保護税や補助金を撤廃することが要求さ れているだけなのである。もし女性が、他のことを別のことよりも好む自然の傾向を持つと いうならば、なにも法律や社会的馴致によって過半数の女性がそのことをするように仕向 ける必要はない。女性に最も求められる貢献が何であるにせよ、自由競争こそが、女性にそ れを行わせる最大の誘因を提供するだろう。そして、いま述べたことにも含意されているよ うに、女性が最も必要とされるのは、女性がもっとも適している事柄に関してなのである。 そうした事柄が女性に割り当てられるならば、両性の結合した能力が全面的に活用されて、 価値ある結果が最大限に得られることだろう(ミル『女性の解放』、76-77 頁。ただし訳文 を改めた)。

■ミル:女性の参政権

普遍的ではあるが段階的な選挙権についての、これまでの議論で、わたくしは、性別を顧慮しなかった。わたくしは性別を、身長あるいは毛髪の相違と同じく、政治的諸権利にはまったく関係がないものとみなす。あらゆる人間存在が、すぐれた統治に同じ利害関係を持っている。万人の福祉がそれによって同様に影響され、その恩恵のかれらの分け前を確保するために、統治に対しては等しく発言を必要とする。もしなにかの相違があるとすれば、女性の方が男性よりもそれを必要とすることであり、というのは女性のほうが肉体的に弱いために、法と社会の保護に依存することが大きいからである。女性が選挙権をもつべきではないとする結論を支持するであろう唯一の前提を、人類は久しい以前に放棄してしまった。いまではだれも、女性は人格的に隷属すべきであり、夫や父親や兄弟の家内奴隷となること以外には思想も願望も仕事ももつべきではないと、考えてはいない。男性と同じように財産を所有し、金銭的実業的な利害関係をもつことが、未婚女性に認められているし、既婚女性に与えられるのにもう一歩というところである。女性が考え、ものを書き、教師になるのは、似つかわしく、当をえたことだ、と考えられている。これらのことがみとめられるや否や、政

治的資格をみとめないことは、根拠とする原理を失う(ミル『代議制統治論』、237-238 頁)。 男性にたいしては、条件ないし制限はいかようであれ、ともかく選挙権があたえられているのに、女性にたいしては、それと同じ条件ないし制限のもとにそれをあたえないということには、いっさい弁明の余地はない。なるほど、どんな階級でも、その階級の過半数の女性は同じ階級の過半数の男性と政治上の意見を異にしない見込みが高い。ただし、問題が女性としての女性の利害を含むものであるかぎり、話は別である。そしてもし女性たちが意見を異にするならば、女性は公正かつ平等な考慮を受けるための保障として、選挙権を必要とするのである。これ以外の点では私の意見に賛成でない人々にも、このことだけは明瞭なはずである。どの女性も妻であり、どの妻も奴隷であるべきだとしてさえも、そうした奴隷はどれであるだけいっそう法律の保護を必要とする。そして、法律が彼らの主人の手によって作られるとき、奴隷が手にする法律の保護がどのようなものであるかは、わかりきっている(ミル『女性の解放』、115-116 頁。ただし訳文を改めた)。

■ミル:なぜ女性は偉大な仕事をなしえなかったか

[女性が日常の細かい仕事に忙殺されがちであることを指摘したうえで] しかしこれで全 部ではない。女性の役目となっている日常の普通の役目とはまた別に、女性は、彼女の時間 と能力を誰にでも自由に使わせることを期待されている。男性ならば、このような要求を退 ける口実となるような専門的職業に従事していない場合でも、それでも何か仕事をしてい るならば、その仕事にすべての時間を捧げているからといって、誰からも非難されない。仕 事自体が、彼に対する気軽な頼みごとにいちいち答えなくてもよいという妥当な口実とな るのである。女性の仕事は、とくにそれを好んで自分の意志でやっている場合に、およそ社 会の要求と称されるものをやらないですむ口実と見なされることがいったいあるだろうか。 彼女にとって最も必要な、誰からも認められている義務でさえも、そうした除外の口実とし て許されることはほとんどない。彼女が他人の楽しみを後回しにして自分自身の仕事を先 にする権限を認められるには、家族の病気とか、なにか普通でない事態が必要なのである。 このように、彼女はつねに誰かの、一般的に言えば誰でものお願いや要求に従わなければな らない。もし彼女が研究や仕事を持っているとしても、そのためには、偶然にできるささや かな合間の時間を逃さず利用するほかはないのである。…そうだとすれば、たえざる注意を 必要とし、かつ生涯にわたって主要な関心を集中させることを必要とする事柄において、彼 女が最高の栄誉を得られないことに、何の不思議があるだろうか(ミル『女性の解放』、150-151 頁。ただし訳文を改めた)。

■福祉国家とジェンダー

男性稼ぎ主モデルの福祉国家では、男性と女性の役割を明確に区別するジェンダー規範に 基づいて、家庭における家事・育児・介護を女性に担わせることを前提に、男性の工業労働 者を老齢や失業のリスクから守るための所得保障が行われてきた。だが、脱工業化が進み、 男性に安定した雇用が供給されなくなる一方、女性の労働参加が拡大してくると、制度が機能しなくなる。専業主婦と子どもを養うだけの所得を得られる男性が減少する一方で、女性にとっては結婚や出産などのライフイベントと同時に労働市場から退出することのリスクが高まるのである。このような、工業社会のリスクとは異なる「新しい社会的リスク」に直面すると、家庭と仕事を両立できる環境が整わない女性は結婚と出産を回避するようになり、少子高齢化が進行する。現役世代が減少し、高齢世代が増加すると、社会保障の財政が圧迫されていく(前田『女性がいない民主主義』、136頁)。

■日本型福祉社会

「日本型福祉」のなかで「無業の主婦」の貢献をどう評価するかは、政策課題のひとつであった。八六年には、年金制度のもとで、三号被保険者、つまり被雇用者の無業の配偶者の保険料免除が制度化される。八七年に税制の配偶者特別控除(…)がつくられる。八〇年代に次々と実施されたこれらのいわゆる「専業主婦優遇策」は、高齢社会を視野に入れた「日本型福祉」の基盤整備であったことに注意したい。その意味で、「日本型福祉」の歴史は浅く、決して日本の「伝統」でも「慣行」でもないことははっきりしている。/…つまり三号被保険者制度とは、「専業主婦優遇策」どころか、その夫と、夫と妻それぞれの雇用主である企業の優遇策なのだ(上野『ケアの社会学』、117-118 頁)。

■セックスとジェンダー

生物学的に性別を決定する要素には、遺伝子、内分泌、外性器などの異なった次元がある。だが自然界にある性別には、どのレベルでも連続性があり、男/女のような二項対立にはできていない。遺伝子では X 遺伝子と Y 遺伝子の組み合わせが性別を決定すると言われているが、現実には XXX(超女性)や XYY(超男性)のような組み合わせも存在する。…遺伝子上の性差でさえ、二種類以上の組み合わせによる連続体を構成している。/内分泌の次元でみると、自然的性差の連続性はもっとはっきりする。胎発生時の胎児はすべて女性の身体的機能をもっているが (…)、発生の途中で特定のホルモンのシャワーを浴びて、あびて、男性機能が分化していくと言われている。発生学的にみれば、男性は「第二の生」なのである。…ホルモンの連続性からいえば、世の中には「より男性的」もしくは「より女性的」なホルモン分布をもった個体、または状態があるにすぎない。/外性器についても同じことが言える。出生時の性別の判定は、とりあげた医師や助産婦によって外性器の形状から判断されるが、これには間違いがしばしば発生する。/すなわち、遺伝子、内分泌、外性器のどれをとっても、自然界には性差の連続性があるのに対し、文化的な性差は中間項の存在をゆるさず、男でなければ女、女でなければ男、と排他的な二項対立のいずれかに、人間を分類するのである(上野『差異の政治学』、7-9 頁)。

■本質主義と構築主義

それでは、ジェンダー規範はどこから来るのか。一般に本質主義(essentialism)と呼ばれる立場に従えば、男らしさや女らしさは、男性と女性の生物学的な違いを反映して、自然に生じてくる。身長、筋肉量、脳の構造、男性ホルモンのひとつであるテストステロンの値など、男性と女性は遺伝的に違いがあるのだから、両者に向いている生き方も異なると考えるのである。/しかし、この考え方には重大な欠点がある。確かに、平均的に見れば男性と女性には様々な違いがあるのかもしれないが、個々の男性の間の違い、そして個々の女性の間の違いは、男女の平均値の差に比べてあまりにも大きい。このような、それぞれに個性あふれる人々の行動が、ジェンダー規範の命じるような形で、男性と女性で明確に二つに分かれるとは考えにくいのではないか。そうだとすれば、ジェンダー規範は、決して人間の生物学的な本性を踏まえたものではない。それは、何らかの形で社会的につくられたものであろう。/こうした考え方を、構築主義(constructivism)と呼ぶ。人がジェンダー規範を身につける過程には様々な側面があるが、子どもが社会規範を学習する過程、すなわち社会化の過程が重要な役割を果たすと考えられてきた。家庭や学校など様々な場面で親や友人と交わす会話だけでなく、メディアとの接触などを通じて、人は男らしい、女らしい振る舞いを学んでいく(前田『女性のいない民主主義』、13-14 頁)。

■女性の不平等と自然

ネーゲルは、あらゆる文化が自然状態を乗り越えるという仕事に取り組んでいると述べている。そのとおりである。そして人格としての人々もまたその仕事に取り組んでいる。だから私たちに、自由な人格としての私たちの完全な地位を与えてほしい。どんな文化もいまだかつて成し遂げてはいないことを、やってみてほしいのだ。そのうえで、「自然な」制約が何か残るかを、見届けようではないか。ネーゲルは、女性の不平等のどの側面が社会的に引き起こされており、どの側面が自然に生み出されているかについて私たちが難しい判断をなし得たとしてさえも、「いかなる側面も自然的ではないとしたら、驚くべきことだろう」と書いている (…)。私としては、驚かされるのを今か今かと待っているところである。今ここで私が要求するのは、驚かされるのを待っているこの間に、私が自由な人格として承認されることなのだ(コーネル『自由のハートで』、160-161 頁。ただし訳文を改めた)。

■家父長制

私たちとしては、家父長制を次のように有益な仕方で定義することができる。家父長制とは 男性の間の社会的諸関係の一つのまとまりである。それは物質的基盤を有する。しかもそれ は、階層的なものであるにもかかわらず、男性の間では相互依存と連帯とを確立ないし創出 する。この相互依存と連帯が、男性が女性を支配することを可能にするのである。家父長制 は階層的なものであり、異なる階級、人種、あるいはエスニック集団に属する男性は家父長 制の中で異なる位置づけを有するが、にもかかわらず、彼らは彼らの所有する女性に対する 支配という、彼らの共有する関係において統一されてもいる。彼らは、彼らの支配を維持する上で、相互に依存しているのである。…/家父長制がその上に乗っている物質的基盤は、最も根本的には、女性の労働力に対する男性のコントロールの中に存している。男性はこのコントロールを、いくつかの不可欠の生産資源(たとえば、資本主義社会においては、生活を支える賃金を伴う仕事)へのアクセスから女性を排除することによって、そして女性のセクシュアリティを制限することによって維持する(…)。一夫一婦制の異性愛の婚姻は、男性がこれら二つの領域をコントロールするのを可能にしていると思われる、一つの比較的新しい、効率的な形式である(Hartman, "Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards a More Progressive Union," p. 11)。

■リベラルな公私二元論

リベラルな公私二元論は、一つの国家において平等に包摂されているはずの市民同士の社会的責任を不問に付すことを可能にする。それは、依存する存在一一ここには、依存する存在をケアする存在が必然的に含まれる を論理的にも、政治的にも否認することで、市民の責任を、主権国家の原理の下で自らが確立した法に従う義務に縮減する。自ら確立した法にのみ従うものだけが、自立した主体として自由な存在なのである。/他方で、自立的な存在でない、依存する存在として、市民たちの責任の埒外におかれた者たちと、依存するもののニーズにこたえる、という意味における責任を果すものたちは、不自由だとみなされ、公的な市民としては相応しくない存在とみなされる。しかし、公的領域には相応しくない者は、リベラルな公私の言論における私的領域へと排除されたかというと、そうではない。リベラルな公私二元論の残酷さは、私的領域を最も自由な自由意志の砦とするために、私的領域においてさえ、公的領域において不自由な存在は、存在さえせず、忘却されている(岡野『フェミニズムの政治学』、132頁)。

■ケアの倫理

フィッシャーとトロントによれば、ケアとは「わたしたちが「世界」を維持し、持続させ、修復するためになしうるすべてを含む、人類の活動である。それによって、可能な限りよく生きることができる。わたしたちの世界とは、身体、わたしたち自身、そしてわたしたちを取り囲む環境をも含んでおり、そのすべてを、複雑で、命を維持するための網目のなかで紡いでいく」(…) /ケアを「人類の活動」と定義するフィッシャーとトロントは、さらに、より良いケアを探究する際の基礎として、ケアのプロセスを四つの段階に分けている。/第一に、気遣うこと caring about。ケアする必要に気づき、そのニーズに注意を払う段階である。/第二に、面倒をみること caring for。特定のケアに対する責任を負う段階である。/第三に、ケアを担うこと care giving。ケアの必要に呼応し、実際に物理的にその必要を満たす段階である。/最後に、ケアを受け取ること care receiving。第三段階によって与えられたケアの内容であるモノ、ひと、あるいは集団などに対する、相互的な応答であり、ケア

を受け取る段階である(岡野『フェミニズムの政治学』、152-153頁)。

ケアの倫理がわたしたちに突きつけているのは、自律的な主体が存在し、自由意志において 政治社会を構成するといった契約論的な社会の構想が、これまで考えられてきたように他 者の包摂を可能にしているどころか、じつは、厳格に閉じられた自律的主体だけの世界を構 築してきたのではないか、というラディカルな問いである。ケアの倫理は、主権的な主体の 暴力的な包摂による社会の構想からいったん離れてみることを可能にしてくれる。 / ケア の倫理が提唱していることは、人間の条件の一つである依存によりよく応え、傷つきやすい 存在が実際の危害を被らないためには、どのような責任分担の在り方が可能なのかという 問いを、政治の端緒に置いてみることである。これまで主流の政治思想においては不可視化 されてきた市民の来歴、忘却の力に曝されてきたわたしたち自身の来歴を想起しようと試 みること、それがケアの倫理が拓いてくれる、政治的な可能性の一つである(岡野『フェミ ニズムの政治学』、184頁)。

■原初状態とフェミニズム

原初状態という考えは、ロールズ理論の中核をなす素晴らしいものである。その重要性は、 伝統や慣習や諸制度をあらゆる視点から問い、考えることを要求することにより、「彼」が 最終的にどの立場になるかにかかわりなく、あらゆる人に受容可能な正義の諸原理を保証 する点にある。…その理論は、伝統や共有された理解にもとづく正義の理論が本質的にはら んでしまう支配をめぐる問題点や、才能や幸運に恵まれた人びとを優遇してしまうリバタ リアニズム理論の問題点を、原理上回避できている。しかしながら、フェミニストの立場で 読むとき、ロールズ自身の理論がはらむ問題点は、「彼」の指示対象の曖昧な多義性のなか に詰め込まれている。ジェンダーシステムは、その根を家族における性別役割にもち、事実 上わたしたちの生活の隅々まで枝葉をはびこらせた、社会の基礎的構造のひとつである。だ が、これまで示してきたように、ロールズは性を根拠とする公的で法的な差別を(彼が「道 徳的に無関連であるべき」 だとみなす他の根拠の場合と同じように) 即座に禁止する一方で、 ジェンダーシステムの正義に正面から取り組むことには失敗している。しかし、もしわたし たちが、無知のヴェールの背後の人びとは性別を知らないという考えや、基本的社会制度と しての家族やジェンダーシステムこそ詳しく吟味されるべきだという考えを、どちらも真 剣に受け止めたうえでロールズを読解するならば、これらの現代の制度に対して、フェミニ ズムからの建設的批判がもたらされることになる(オーキン『正義・ジェンダー・家族』、 164 頁)。

■ケアと正義の原理

市民の社会的地位が正義の第一原理を生む。最も恵まれない人の社会的地位が公正な機会均等を伴う格差原理という第二の原理を生む。もし私たちが依存関係にある者たちの社会

的地位を包摂するよう公正としての正義論を修正するならば、それは正義の第三原理を生むにちがいない。この原理は、他の原理とは対照的に、人が同程度に弱さを持つという前提にもとづいているのでもなければ、合理性や、正義感覚、自身の善の展望を同じように有しているという前提にもとづいているのでもない。そうではなく、この原理は、人はそれぞれ依存や依存労働を必要とする度合いが違うこと、困窮している他者に応答する道徳的能力があること、また幸福と福祉にとって人間関係が中心にあることにもとづくだろう。ケアに対する社会的責任の原理は、以下のようなものと解釈できるだろう。ケアを必要とするそれぞれの人々のニーズにしたがって各人に、ケアできる能力にしたがって各人から、またケアを与える人々に資源と機会が利用できるように社会的制度からの援助が与えられることで、すべての人が持続可能な関係のなかで適切にケアが受けられる――このようなあり方である。/私はロールズの二つの原理のどちらからも、第三の原理へと進む自然な方法はないとみている。したがって、公正としての正義論が、ここまで概略を説明し議論してきた仮定にあいかわらずもとづくのならば、依存への関心を満たすことができず、また、それを満たすと主張する平等主義的な見解を維持することもできないと思われる(キテイ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、254・255頁)。

■フェミニズムとケイパビリティ・アプローチ

世界の多くの場所で、女性は女性であることによって損をしている。女性が他者の目的に対 する従者や奉仕者として生きざるを得ない社会、そして女性の社会性が恐怖とヒエラルキ ーによって歪められている社会によって、女性の持つ選択と社交性という人間としての力 はしばしば阻害されている。けれども女性は、人間としてのケイパビリティの持ち主である。 人間としてのケイパビリティとは、選択に関わるさまざまな力のことであって、そうした力 が、機会が実現され開花することへの道徳的な要求をなすのである。中心的な人間的諸機能 を選択することが女性にとって本当に開かれたものとなるような、より高い水準のケイパ ビリティを、女性だけが不平等に獲得できないということは、したがって、正義の問題であ る。/私が論じてきたのは、人間としてのケイパビリティと機能についての観念に基礎を持 つ一つの政治的なアプローチが、これらの問題について考えるためのすぐれた基礎を供給 してくれるということである。それは私たちが、憲法上の保障の基礎として役立つ基本的な 政治的諸原理を構成する助けになる。国家は、その市民に対して、そうした保障を提供する 責任を負うべきなのである。私はまた、ケイパビリティの枠組が、諸国家を比べる際に、比 較的な生活の質を測定するためのすぐれた導きも提供してくれると論じた。どちらの領域 でも、ケイパビリティ・アプローチは、効用にもとづくアプローチや豊かさ(一人当たり GNP)にもとづくアプローチよりもすぐれた指針を供給してくれるのである。ケイパビリ ティ・アプローチは、国際開発がこんにち直面している最も困難な争点のうちの二つについ て私たちが熟考する助けにもなると論じた。すなわち、宗教の法的・政治的地位と、家族の 法的・政治的地位についてである(ヌスバウム『女性と人間開発』、354 頁。ただし訳文を

改めた)。

以上